

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2015-114346  
(P2015-114346A)

(43) 公開日 平成27年6月22日(2015.6.22)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
G09F 1/08 (2006.01)	G09F 1/08	B
G09F 3/10 (2006.01)	G09F 3/10	B
G09F 3/02 (2006.01)	G09F 3/02	C

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願2013-253729 (P2013-253729)	(71) 出願人	000231361 日本写真印刷株式会社 京都府京都市中京区壬生花井町3番地
(22) 出願日	平成25年12月9日 (2013.12.9)	(74) 代理人	100116816 弁理士 藤原 道彦
		(72) 発明者	戸田 善久 京都府京都市中京区壬生花井町3番地 日本写真印刷株式会社内
		(72) 発明者	正能 章仁 京都府京都市中京区壬生花井町3番地 日本写真印刷株式会社内
		(72) 発明者	荒木 祐介 京都府京都市中京区壬生花井町3番地 日本写真印刷株式会社内

最終頁に続く

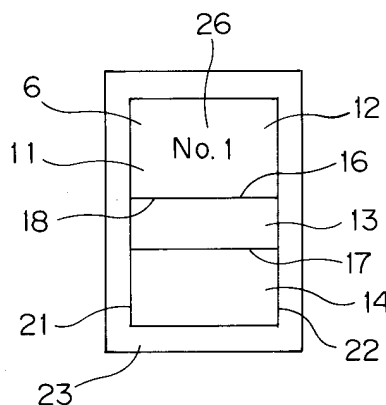
(54) 【発明の名称】 ヘッダーシールとヘッダーシール付商品

(57) 【要約】

【課題】 商品にヘッダーシールを貼り付け、商品を購入者の視点よりも高低に配置する場合に、ヘッダーシールの視認性を保持する。

【解決手段】 接着剤層を介して被着体に貼り付けされるヘッダーシール6であって、上方から順に、起立区画部12、接着区画部13と平行区画部14に区画され、接着区画部の裏面に接着剤層15を積層したシールである。起立区画部12と接着区画部13の境界に表面側から型押しして形成した凹みにより癖付け予定線18が形成されている。癖付け予定線は起立区画部を起立させるように力を加えて癖付け操作をすれば、癖付け状態が維持されるものである。

【選択図】 図1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

基材シート、基材シートの裏面の一部領域に積層された接着剤層を備え、前記接着剤層を介して被着体に貼り付けされるヘッダーシールであって、

基材シートは合成樹脂製であり

前記基材シートの上下中間部分に左右に延在する接着区画部があり、

前記基材シートの上部領域は起立区画部であって、前記起立区画部は直線である第一境界線で前記接着区画部と区画され、第一境界線は前記基材シートの左輪郭線と右輪郭線を結んでいて、

前記基材シートの下部領域は平行区画部であり、前記平行区画部は前記接着区画部と接していて、

前記接着区画部の裏面であって、前記接着区画部の全部又は一部領域に接着剤層を積層していて、

第一境界線に重ねて表面側から型押しして形成した凹みにより癖付け予定線が形成されていて、

前記癖付け予定線は、前記起立区画部と前記接着区画部が各々の表面側に谷を作るように力を加えて癖付けすれば、前記起立区画部が遊離状態にあるかぎり当該癖付け状態が維持されるものであって、当該癖付けの程度は、接着区画部を水平状態としたときに起立した起立区画部が水平面と作る2つの角度の中で数値の小さい角度が30度以上60度以下となる癖付け予定線であるヘッダーシール。

**【請求項 2】**

前記接着剤層を形成する接着剤は透明であり、

前記基材シートは透明であり、

前記起立区画部に印刷が施されていて、前記起立区画部に在る透明部分の合計面積が前記起立区画部総面積の10%以上95%以下である請求項1に記載したヘッダーシール。

**【請求項 3】**

前記平行区画部に印刷が施されていて、前記平行区画部に在る透明部分の合計面積が前記平行区画部総面積の10%以上95%以下である請求項1又は2いずれかに記載したヘッダーシール。

**【請求項 4】**

商品外装に、請求項1に記載したシールを貼り付けたヘッダーシール付商品。

**【請求項 5】**

前記商品外装は直方体であり、

前記商品外装の稜線と前記シールの前記接着区画部を離隔して貼り付けた請求項4に記載したヘッダーシール付商品。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、商品や包装用箱に貼付され、商品等の訴求力を発揮又は増大するヘッダーシール（アテンションラベル、POPラベルと称される場合もある）に関する。

**【背景技術】****【0002】**

従来、商品の包装箱等に貼り付けられるヘッダーシールが使用されている。ヘッダーシールは基材シートの下部領域を接着部とし上部領域を表示部として、表示部にPOP文言等を印刷している。このヘッダーシールの接着部を包装箱等の側面に貼り付けると、表示部が当該側面の延長面に、かつ、包装箱等の天面を超えて立ち上がる。こうして、包装箱等の表面を超過したPOP領域を作り出して、商品等の訴求力を発揮又は増大している。

**【0003】**

また、上記したヘッダーシールと同様に接着部と表示部を有するシールであって、接着部と表示部の境界線に切り込み線を形成したヘッダーシールが提案されている。当該ヘッ

10

20

30

40

50

ダーシールはその接着部を包装箱等の天面に貼り付けて、表示部を引き起こすと表示部が天面の上方に立ち上がる（例えば特許文献1参照）。

【0004】

しかし、従来のヘッダーシールにあって、その表示部は包装箱等の底面に対して略直角の角度に位置付けられている。一方、商店等では商品棚を使用して、多種、多数の商品を上下空間に配置している。

【0005】

概略、入店者の視点の高さに、従来のヘッダーシール付包装箱等が配置陳列された場合には、視線とヘッダーシール表示部が正対して表示部の視認性が良く、販売促進効果が発揮される。しかし、商品棚の下段（又は上段の場合もある）にヘッダーシール付包装箱等が配置陳列された場合には、視線とヘッダーシール表示部の伏角が大きくなるため表示部の視認性が悪く、販売促進効果が発揮されないという問題点がある。

10

【先行技術文献】

【特許文献】

【0006】

【特許文献1】特開2012-230182号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

本発明が解決しようとする課題は、入店者の視点位置よりも低い位置（あるいは高い位置）に商品を置く場合に、ヘッダーシール表示部の視認性が悪化する点を解決することにある。

20

【0008】

本発明のその他の課題は、本発明の説明により明らかになる。

【課題を解決するための手段】

【0009】

以下に課題を解決するための手段を述べる。理解を容易にするために、本発明の実施態様に対応する符号を付けて説明するが、本発明は当該実施態様に限定されるものではない。また、符号である数字は部品などを集合的に示す場合があり、後に説明する実施例において個別の部品などを示す場合に、当該数字のあとにアルファベットの添字を付けているものがある。

30

【0010】

本発明の一の態様にかかるヘッダーシール(6)は、

基材シート、基材シートの裏面の一部領域に積層された接着剤層を備え、前記接着剤層を介して被着体に貼り付けされるヘッダーシールであって、

基材シート(11)は合成樹脂製であり

前記基材シートの上下中間部分に左右に延在する接着区画部(13)があり、

前記基材シートの上部領域は起立区画部(12)であって、前記起立区画部は直線である第一境界線(16)で前記接着区画部と区画され、第一境界線は前記基材シートの左輪郭線(21)と右輪郭線(22)を結んでいて、

40

前記基材シートの下部領域は平行区画部(14)であり、前記平行区画部は前記接着区画部と接していて、

前記接着区画部の裏面であって、前記接着区画部の全部又は一部領域に接着剤層(15)を積層していて、

第一境界線に重ねて表面側から型押しして形成した凹みにより癖付け予定線(18)が形成されていて、

前記癖付け予定線は、前記起立区画部と前記接着区画部が各々の表面側に谷を作るように力を加えて癖付けすれば、前記起立区画部が遊離状態にあるかぎり当該癖付け状態が維持されるものであって、当該癖付けの程度は、接着区画部を水平状態としたときに起立した起立区画部が水平面と作る2つの角度の中で数値の小さい角度が30度以上60度以下

50

となる癖付け予定線である。

【0011】

本発明の好ましい実施態様にかかるヘッダーシールは、前記接着剤層を形成する接着剤は透明であり、前記基材シートは透明であり、前記起立区画部に印刷が施されていて、前記起立区画部に在る透明部分の合計面積が前記起立区画部総面積の10%以上95%以下であってもよく、さらに、前記平行区画部に印刷が施されていて、前記平行区画部に在る透明部分の合計面積が前記平行区画部総面積の10%以上95%以下であってもよい。

【0012】

これら好ましい実施態様にかかるヘッダーシールは、商品外装の本来の表示の視認性を確保できるという利点を有する。

【0013】

本発明の他の態様にかかるヘッダーシール付商品は、商品外装に、本発明にかかるヘッダーシールを貼り付けたものである。

【0014】

本発明の好ましい実施態様にかかるヘッダーシール付商品は、前記商品外装は直方体であり、前記商品外装の稜線(34)と前記シールの前記接着区画部(13)を離隔して貼り付けたものであってもよい。

【0015】

本好ましい実施態様によれば、商品外装の表面とシールの重なり面積が広くなり、シールの貼り付け状態が安定する。

【0016】

以上説明した本発明、本発明の好ましい実施態様、これらに含まれる構成要素は可能な限り組み合わせ実施することができる。

【発明の効果】

【0017】

本発明にかかるヘッダーシールは、型押しにより形成された癖付け予定線が形成されているので、その他の発明特定事項とあいまって、一度癖付け、すなわち起立区画部の引き起こし操作をすれば、その後は、起立区画部はなんらの手間をかけることなく起立する。このためヘッダーシールにあって最大の販売促進表示面である起立区画部が接着面と一定角度を保持した状態になるという効果を有する。

【0018】

本発明にかかるシール付商品は外装に貼り付けられたシールの起立表示部が、一度癖付けすれば、垂直面や水平面である被着面から一定角度起立する。このため、展示陳列する場合に、視線とヘッダーシールの伏角が一定範囲に入る陳列高さの範囲が増加する。よって陳列高さ位置に拘りなく、ヘッダーシールの広告宣伝効果が発揮される。さらに、シールが合成樹脂製であって癖付けが保持されるから、その他の発明特定事項とあいまって、通箱や出荷用箱に箱詰め、及び商品陳列棚の奥に詰めた場合にシールは容易に変形する。そして、貼り付け後にどこかの段階で一回の癖付け(起立させる操作)をすれば、陳列棚の最前列に置かれるなど、起立区画部が負荷のない状態に置かれると癖付け状態に起立するので、箱詰め等を阻害することなく、かつ、手間なく起き上がるという利点を有する。

【図面の簡単な説明】

【0019】

【図1】図1はヘッダーシール6の平面説明図である。

【図2】図2はヘッダーシール6の断面説明図である。

【図3】図3はヘッダーシール付商品1aの斜視説明図である。

【図4】図4はヘッダーシール付商品1bの斜視説明図である。

【図5】図5はヘッダーシール付商品1cの斜視説明図である。

【発明を実施するための形態】

【0020】

10

20

30

40

50

以下、図面を参照して本発明の実施例にかかるヘッダーシールとヘッダーシール付商品をさらに説明する。本明細書において参照する各図は、本発明の理解を容易にするため、一部の構成要素を誇張して表すなど模式的に表しているものがある。このため、構成要素間の寸法や比率などは実物と異なっている場合がある。また、本発明の実施例に記載した部材や部分の寸法、材質、形状、その相対位置などは、とくに特定の記載のない限りは、この発明の範囲をそれらのみ限定する趣旨のものではなく、単なる説明例にすぎない。

【0021】

図1はヘッダーシール6の平面説明図であり、図2はヘッダーシール6の断面説明図である。

10

【0022】

ヘッダーシール6は基材シート11からなり、図1の紙面において上から下に順に、起立区画部12、接着区画部13と平行区画部14に区画される。本発明と本明細書において、発明の説明のために、ヘッダーシール6の平面図における上下左右を、ヘッダーシール6の上下左右とする。

【0023】

接着区画部13は基材シート6の上下方向の中間部分に左右に延びている。接着区画部13の裏面に接着剤が付けられて、接着剤層15が形成されている。接着剤層15は接着区画部13の全領域に設けられてもよく、一部領域に設けられてもよい。接着剤層は連続して設けられてもよく、不連続で設けられてもよい。連続して設けられる接着剤層の一例はベタ塗りである。不連続で設けられる接着剤層の形状は散点状や格子状である。

20

【0024】

接着剤層15は接着区画部13の全領域に連続して設けられることが好ましい。ヘッダーシール6の製造が容易になるなどの理由による。

【0025】

基材シート11の上部領域は起立区画部12である。起立区画部12に広告、宣伝用の文字や図形が描かれる。起立区画部12はヘッダーシール6の機能を発現する中心部分である。

【0026】

起立区画部12と接着区画部13は接している。第一境界線16が起立区画部12と接着区画部13を区画している。第一境界線16は基材シート11の左輪郭線21と右輪郭線22を結ぶ直線である。

30

【0027】

基材シート6の下部領域は平行区画部14である。平行区画部14は接着区画部13と接している。平行区画部14と接着区画部13は直線で接していてもよく、曲線で接していてもよい。図示したヘッダーシール6にあつては、平行区画部14と接着区画部13は第二境界線17で区画されている。第二境界線17は直線である。

【0028】

第一境界線16に表面側から刃を押し当てて凹みを付けることにより、癖付け予定線18が形成されている。癖付け予定線18は第一境界線16に重ねて形成されている。癖付け予定線18の左端は第一境界線16の左端に一致し、癖付け予定線18の右端は第一境界線16の右端に一致している。

40

【0029】

癖付け予定線18を形成したので、起立区画部12の表面側と接着区画部13の表面側が谷を作る向きに引き起こし操作を行うと、起立区画部12が起立状態に癖付けされる。つまり、一度癖付け操作を行えば、起立区画部12が遊離状態にあるかぎり、当該起立状態が保持される。また、外力が作用して起立状態が変化しても外力が取り除かれると起立状態に戻る。遊離状態とは外部負荷の無い状態である。ヘッダーシール6を貼り付けた商品を重ね合わせるなど、起立区画部と接着区画部が一の平面となる方向に外力が加わる状態は、非遊離状態である。

50

## 【 0 0 3 0 】

図 2 を参照して、起立区画部 1 2 に何らかの力を負荷しない状態すなわち遊離状態で、起立区画部 1 2 は接着区画部 1 3 に対して起立角 1 9 で起立状態を保持する。起立角 1 9 は 3 0 度以上 6 0 度以下である。この角度範囲にあれば、ヘッダーシール付商品を展示、陳列する場合の視線とヘッダーシールの伏角が妥当な関係になる範囲が広がる。ここで、起立角は接着区画部を水平状態としたときの値である。起立角 1 9 は、起立区画部が水平面と作る 2 つの角度の中で数値の小さい角度である。また、起立区画部 1 2 には重力のみが作用している。

## 【 0 0 3 1 】

平行区画部 1 4 はヘッダーシール 6 の機能を発揮する副次部分である。ヘッダーシール 6 を商品外装に付着する態様いかんにより、平行区画部 1 4 は商品外装の外部空間に位置付けられる。

10

## 【 0 0 3 2 】

ヘッダーシール 6 は剥離材 2 3 に貼り付けられている。

## 【 0 0 3 3 】

基材シート 1 1 は合成高分子樹脂製のシートである。合成高分子樹脂としては P E T (ポリエチレンテレフタレート)、P E (ポリエチレン)、P P (ポリプロピレン)、P V C (ポリ塩化ビニル)などが挙げられる。基材シート 1 1 は、通常、透明、有彩色、無彩色のいずれでもよい。基材シート 1 1 は上記の中で透明が好ましい。商品外装の本来の表示の視認性を妨げないからである。「本来の表示」とはヘッダーシールを貼り付けない状態で商品外装に記されている表示を意味する。

20

## 【 0 0 3 4 】

また、本発明と本明細書において、「透明」とは可視光透過性を有することを言う。具体的にはシールに覆われた商品外装に記された文字や図柄を確認できる状態となるシールの性質を透明という。

## 【 0 0 3 5 】

基材シート 1 1 の厚さは特に制限はないが、通常 2 5  $\mu\text{m}$  以上 7 5  $\mu\text{m}$  以下、好ましくは 4 0  $\mu\text{m}$  以上 6 0  $\mu\text{m}$  以下である。この範囲にあれば、癖付け予定線が有効に機能し、また、実用の大きさで起立区画部や水平区画部が平面を保持できるからである。

## 【 0 0 3 6 】

起立区画部 1 2 に文字、図形などの印刷を施す。例えば、「No. 1」「おすすめ」「注目」などの文字、星の図形などを例示できる。

30

## 【 0 0 3 7 】

印刷を施した結果、起立区画部 1 2 に在る透明部分の合計面積が起立区画部総面積の、通常 1 0 % 以上 9 5 % 以下、好ましくは 5 0 % 以上 9 0 % 以下である。この範囲にあれば、商品外装の本来の表示の視認性を妨げないからである。

## 【 0 0 3 8 】

平行区画部 1 4 に文字、図形などの印刷を施す場合がある。印刷を施した結果、平行区画部 1 4 に在る透明部分の合計面積が起立区画部総面積の、通常 1 0 % 以上 9 5 % 以下、好ましくは 5 0 % 以上 9 0 % 以下である。この範囲にあれば、商品外装の本来の表示の視認性を妨げないからである。

40

## 【 0 0 3 9 】

接着剤は例えばアクリル系の粘着剤である。接着剤は印刷や塗装により積層できる。接着剤は接着区画部 1 3 の望む領域にのみ積層してもよく、あるいは基材シート 1 1 の全面に積層した後、不要部分を糊殺し処理をしてもよい。接着剤は透明が好ましい。透明な基材シートの使用とあいまって、商品外装の本来の表示の視認性を妨げないからである。

## 【 0 0 4 0 】

基材シートと接着剤を透明とし、起立区画部及び/または平行区画部に一定の透明部分を存置すると、商品外装の本来の表示の視認性を確保できる。これは、商品外装に必須表示が求められる場合に好都合である。特に商品が医薬品である場合には法定の必須表示が

50

義務付けられるから、上記したヘッダーシートの透明及び起立区画部などの透明部分存置の態様が好ましい。必須表示の一例は、「第3類医薬品」である。

【0041】

図3はヘッダーシール付商品1aの斜視説明図である。ヘッダーシール付商品1aは商品外装31にヘッダーシール6が貼り付けられている。商品外装31は直方体でありその天面33と側面32の交差する線が稜線34である。ヘッダーシール6の接着剤層によって接着区画部13が側面32に固定されている。

【0042】

接着区画部13は稜線34から離隔している。このように離隔すれば、接着区画部の全領域が商品外装と接触し、貼り付け状態が安定するという利点がある。また、接着剤の露出に起因するヘッダーシールへの埃などの付着が防止される。

10

【0043】

起立区画部12は癖付け予定線及び癖付け操作に依存して側面から上方に向かって一定角度起立している。こうして、高所からの視線と起立区画部の伏角が調整されている。したがって、起立区画部12に表示された印刷文字26は視認性が向上し、その宣伝、広告効果を発揮する。

【0044】

ヘッダーシール6の接着区画部と接着剤は透明である。商品外装に必須表示36が印刷されている。必須表示36に接着区画部が一部被さっているが、被覆は透明であるから視認性が妨げられない。

20

【0045】

平行区画部14は側面32の延長面に立ち上がっている。平行区画部14は、宣伝広告を行う面として使用できる。

【0046】

本発明において、商品外装とは、商品包装箱の外観、商品自体の表面、商品を収納した容器の外観を含むものである。

【0047】

図4はヘッダーシール付商品1bの斜視説明図である。ヘッダーシール付商品1bは商品外装31にヘッダーシール6が貼り付けられている。商品外装31とヘッダーシール6はヘッダーシール付商品1aと同じであり、ここでは相違点のみを説明する。

30

【0048】

ヘッダーシール6の接着剤層によって接着区画部13が天面33に固定されている。接着区画部13は稜線34から離隔している。このように離隔すれば、接着区画部の全領域が商品外装と接触し、貼り付け状態が安定するという利点がある。また、接着剤の露出に起因するヘッダーシールへの埃などの付着が防止される。

【0049】

起立区画部12は癖付け予定線及び癖付け操作に依存して天面から上方に向かって一定角度起立している。こうして、高所からの視線と起立区画部の伏角が調整されている。したがって、起立区画部12に表示された印刷文字26は視認性が向上し、その宣伝、広告効果を発揮する。

40

【0050】

平行区画部14は天面33の延長面に突き出している。平行区画部14は、宣伝広告を行う面として使用できる。

【0051】

図5はヘッダーシール付商品1cの斜視説明図である。ヘッダーシール付商品1cは商品外装31にヘッダーシール6が貼り付けられている。商品外装31とヘッダーシール6はヘッダーシール付商品1aと同じであり、ここでは相違点のみを説明する。

【0052】

接着区画部13は稜線34から離隔している。このように離隔すれば、接着区画部の全領域が商品外装と接触し、貼り付け状態が安定するという利点がある。また、接着剤の露

50

出に起因するヘッダーシールへの埃などの付着が防止される。

【 0 0 5 3 】

起立区画部 1 2 は癬付け予定線及び癬付け操作に依存して側面から上方に向かって一定角度起立している。こうして、高所からの視線と起立区画部の伏角が調整されている。したがって、起立区画部 1 2 に表示された印刷文字 2 6 は視認性が向上し、その宣伝、広告効果を発揮する。

【 0 0 5 4 】

ヘッダーシール付商品 1 c にあって、平行区画部 1 4 は側面 3 3 の一部を被覆している。例えば、平行区画部を有色透明にすれば、商品の本来の表示を一部カラーで強調することができる。

10

【 0 0 5 5 】

以上、ヘッダーシール付商品が水平の棚面に載置されるものとして説明したが、棚面が傾斜している場合もある。例えば、商品が足元の斜めの棚に仰向けに配架され、商品前面が垂直状態より 3 0 度 ~ 4 5 度傾いている場合に起立区画部の見かけの起立角度が水平面に対して大きくなり、ヘッダーシールの広告宣伝効果が発揮される。

【 0 0 5 6 】

以上本発明にかかる一実施の形態について図面を参照して詳述してきたが、具体的な構成例はこの一実施の形態に限られるものではなく、本発明の要旨を逸脱しない範囲の設計変更などがあっても本発明に含まれる。

20

【 符号の説明 】

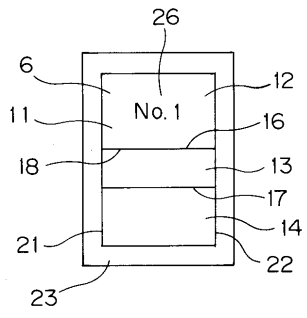
【 0 0 5 7 】

- 1 ヘッダーシール付商品
- 6 ヘッダーシール
- 1 1 基材シート
- 1 2 起立区画部
- 1 3 接着区画部
- 1 4 平行区画部
- 1 5 接着剤層
- 1 6 第一境界線
- 1 8 癬付け予定線
- 1 9 起立角
- 2 1 左輪郭線
- 2 2 右輪郭線
- 2 3 剥離材
- 2 6 印刷文字
- 2 7 水平面
- 3 1 商品外装
- 3 2 側面
- 3 3 天面
- 3 4 稜線
- 3 6 必須表示

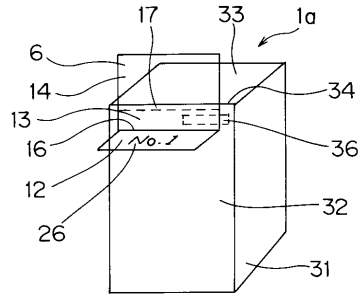
30

40

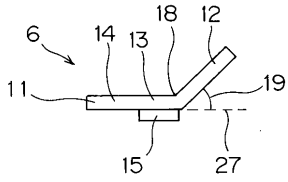
【 図 1 】



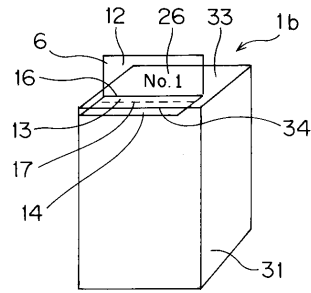
【 図 3 】



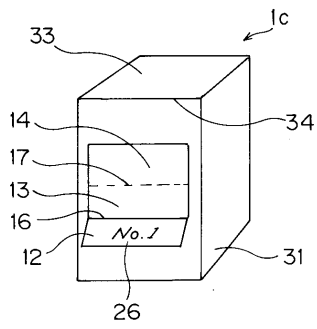
【 図 2 】



【 図 4 】



【 図 5 】



フロントページの続き

(72)発明者 橋本 良一

京都府京都市中京区壬生花井町3番地 日本写真印刷株式会社内